

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 5 年 第 6 回 春 日 部 市 農 業 委 員 会 総 会			
開 催 日 時		令和 7 年 6 月 2 5 日（火）	開 会	午前 10 時 00 分	
			閉 会	午前 11 時 19 分	
開 催 場 所		春日部市役所コミュニティ棟 ひだまりホール			
議 長 氏 名		会長 市川 大倫			
出 席 者	農 業 委 員	（ 出席人数：1 9 人 ）			
		1	川鍋 浩之	1 0	岡田 實
		2	飯島 優子	1 1	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	1 2	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	1 3	池上 茂
		5	中山 雅博	1 4	森本 恒平
		6	岡本 勉	1 5	森住 武雄
		7	石山 法男	1 6	萩原 勝
		8	石川 勝也	1 7	伊藤 弘子
		9	水口 健二	1 8	石塚 郁志
	（ 欠席人数：なし ）				
	事 務 局	（ 出席人数：5 人 ）			
		農 業 委 員 会 事 務 局 長 齋藤 綱紀		農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 溝口 通明	
農 地 振 興 担 当 主 幹 三浦 邦明		農 地 振 興 担 当 主 査 西 真輝			
農 地 振 興 担 当 主 任 金子 昌行					
議 事 参 与	（ 出席人数：2 人 ）				
	農 業 振 興 課 長 浜村 三博		開 発 調 整 課 長 松本 正彦		
次 第 及 び 公 開、一 部 公 開、非 公 開 の 区 分		日 程 1 農 地 法 第 3 条（委 員 会）：公 開			
		日 程 2 農 地 法 第 5 条（知 事）：公 開			
		日 程 3 農 地 法 第 5 条 事 業 計 画 変 更 申 請：公 開			
		日 程 4 租 税 特 別 措 置 法 適 格 者 証 明：公 開			
		日 程 5 農 用 地 利 用 集 積 等 促 進 計 画（案）に 関 す る 意 見 に つ い て：			

	公開 日程 6 2024年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について：公開 日程 7 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について：公開
一部公開・非公開の 場合はその理由	☐ 要綱第3条第1号該当： ☐ 要綱第3条第2号該当： ☐ 要綱第3条第3号該当： ☐ 要綱第3条第4号該当：
配 布 資 料	次第、総会資料
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録
	☐ 要点記録
会議録署名の指定	議席番号 委員氏名
	2 飯島 優子
	3 齋藤 昭雄
	4 山崎 勇喜

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２５年第６回総会を開会いたします。 在任委員１９名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、松本正彦課長が出席しております。
議長	次に、運営委員会及び土地開発公社理事会について、伊藤委員長より報告がございます。
委員長	本日午前９時００分から運営委員会を開催いたしました。 会議の内容ですが、議題として （１）農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について （２）２０２４年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について （３）令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について （４）２０２５年度公務災害補償制度への加入について （５）農委だより第４１号（案）について その他として （１）農業委員・推進委員合同懇親会（情報交換会）について の６項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。 次に、去る６月１６日月曜日、午後２時から市役所第二庁舎４階会議室４Ｂにおいて「令和７年度 第１回 春日部市土地開発公社理事会」に出席いたしましたので報告いたします。 会議の内容ですが、議題は「議案第１号 令和６年度春日部市土地開発公社決算の認定について」でございました。事務局の説明、決算審査報告のあと、討論・採決が行われ、採決の結果、議案については可決されました。
議長	ありがとうございました。
議長	本日の議題ですが、お手元の議案書のうち、日程１、議案第１号、農地法第３条（委員会）申請番号３０番は、議案書発送後に取下げがありましたので、欠番となります。議案書から削除をお願いいたします。 そのため、本日の議題は、 - 日程１ 議案第１号「農地法第３条（委員会）」１議案５件 - 日程２ 議案第２号「農地法第５条（知事）」１議案５件 - 日程３ 議案第３号「農地法第５条事業計画変更申請」１議案１件 - 日程４ 議案第４号「租税特別措置法適格者証明」１議案２件

	日程 5 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」 1 議案 1 件 日程 6 議案第 6 号「2024 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」 1 議案 1 件 日程 7 議案第 7 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」 1 議案 1 件 合計 7 議案となります。
議長	次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 2 番飯島優子委員、3 番齋藤昭雄委員、4 番山崎勇喜委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第 25 条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。 次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。
議長	それでは、議事にはいります。日程 1、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」を議題といたします。申請番号 26 番から 29 番及び 31 番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）について」許可申請が 5 件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号 26 番、詳細は議案書のとおり。申請理由は親族間の贈与です。案内図は 1 頁と 2 頁、詳細図は 3 頁と 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。申請地 3 筆のうち、2 筆では稲作を、残る 1 筆ではネギを作付ける計画です。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。譲受人の居住地は越谷市です。また保有農地は越谷市の外、さいたま市、松伏町、幸手市、所沢市及び吉川市に保有しております。保有農地の状況について、事務局が各市町の農業委員会に確認したところ、申請人は耕作を行っている、とのことでした。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号 27 番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 5 頁から 7 頁、詳細図は 8 頁から 10 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第 3 条調査書 2 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3

	条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、議案書2頁、申請番号28番と申請番号29番は譲受人が同一なので、一括して説明いたします。 はじめに、申請番号28番、詳細は議案書のとおり。次に、申請番号29番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。申請番号28番の案内図は11頁、詳細図は12頁、申請番号29番の案内図は13頁、詳細図は14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書、申請番号28番は3頁を、申請番号29番は4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、議案書3頁、申請番号31番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。はじめに、申請番号26番について、担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。
推進委員	第2地区推進委員の小川です。申請番号26番について報告いたします。令和7年6月11日に川鍋農業委員、加藤農業委員、大塚推進委員と私の4名で申請農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条に定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認いたしました。以上のことから問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号27番から29番について、担当地区の横井三夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員の横井三夫です。初めに申請番号27番について報告いたします。令和7年6月13日に伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、上原推進委員、斉藤推進委員及び私の8

	名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告いたします。 次に申請番号28番、29番については譲受人が同一のため一括して報告いたします。調査日時等については先ほど報告した通りです。その結果、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことからいずれの申請も問題なしと意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号31番について、担当地区の関根守推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の関根守です。申請番号31番について報告いたします。令和7年6月12日に萩原農業委員、池上農業委員及び私の3名で申請地の現地調査等を実施しました。申請地については問題が無かったものの、保有農地のうち1筆に雑草が繁茂しておりました。調査後、事務局が代理人に確認したところ、早急に改善するとの返事がありました。その後、6月17日火曜日に代理人から「現地の雑草は改善した」と報告があったと事務局から連絡を受けたので、翌18日に私自身が確認したところ、現地は報告どおり雑草が刈られ、農地として改善しておりました。このことから農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたため、問題なしと意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号4番山崎勇喜委員より申請番号26番から29番及び31番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号4番山崎勇喜です。はじめに申請番号26番について事前審査の報告をします。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。また、譲受人が市外に保有する農地については、事務局の調査により耕作を行っている、と報告を受けております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。 次に、申請番号27番から29番については一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議

	により許可と決しました。 次に、申請番号 31 番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、保有農地の 1 筆に雑草が繁茂する農地があったものの、事前審査前日までに改善されたことを確認できたため、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により許可、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決に入ります。申請番号 26 番から 29 番及び 31 番を事前審査委員の報告のとおり許可、することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」申請番号 26 番から 29 番及び 31 番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定いたしました。
議長	次に、日程 2、議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）」を議題といたします。申請番号 27 番から 31 番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 4 頁をご覧ください。議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）について」、許可申請が 5 件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号 27 番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、土地を所有する者の親族のための自己用住宅に該当します。一体利用する非農地 52㎡と併せて自己用住宅を建築する計画です。案内図は 23 頁、詳細図は 24 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。該当する土地改良区はありません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が 10ヘクタール未満であり、第 2

種農地と考えます。

次に、申請番号２８番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は地盤が悪く耕作が難しいため、農地改良を行い、陸田とする計画とのことです。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため、建設根伐発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Ｃの方法で行うとのことです。案内図は２５頁、詳細図は２６頁から２８頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後は麦を作付ける計画です。工事期間は許可日から９か月間です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

次に、申請番号２９番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は中古車販売業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。現在、申請地近隣３か所に資材置場を設置し、販売用中古車６０台を保管しています。近年、売上げが伸び、新たに２０台分を取り扱うための資材置き場が必要になったことから転用申請したものです。なお、今までの資材置場は引き続き使用する、とのことです。案内図は２９頁、詳細図は３０頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置として鉄板土留を設置します。雨水は、砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。

次に、申請番号３０番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請理由は通路の設置です。隣接地で物流倉庫を建設するための工事用通路が必要になったため、一時転用申請したものです。案内図は３１頁、詳細図は３２頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。転用期間は許可日から令和９年３月３１日までです。農用地ではないことを確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は鉄板敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が１０ヘクタール未満であり、第２種農地と考えます。

次に、議案書５頁、申請番号３１番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は自動車及び自動車部品の輸出業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。現在、茨城県坂東市に資材置場を借用し、使用していますが、本社から遠く作業効率が悪いと、市内に資材置場の設置を計画したものです。なお、今までの資材置場は引き続き使用する、とのことです。案内図は

	33頁、詳細図は34頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロック及び鉄板土留を設置します。雨水は、砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。
議長	次に、申請番号27番について担当地区の岩本利夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	第2地区推進委員の岩本利夫です。申請番号27番について報告いたします。令和7年6月13日に市川農業委員会会長、石川農業委員、関根推進委員及び私岩本の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されておりました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号28番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の石井です。申請番号28番について報告をします。令和7年6月12日、水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員及び私の4名で申請地の現地調査を実施したところ、申請地については問題はありませんでした。また申請人は第4地区に農地を所有しておりますが、それらの確認については担当地区委員から農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされているとの事務所局を経由して報告を得ております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番石山法男委員より申請番号27番から31番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号7番石山法男です。事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。 はじめに、申請番号27番、28番について報告します。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事

	前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号 29 番から 31 番について一括して報告します。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 27 番から 31 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 2 号「農地法第 5 条 (知事)」申請番号 27 番から 31 番を、事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程 3、議案第 3 号「農地法第 5 条事業計画変更申請」を議題いたします。申請番号 1 番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 6 頁をご覧ください。議案第 3 号「農地法第 5 条事業計画変更申請」について、申請が 1 件あったので審議を求めます。 申請番号 1 番、使用貸借権設定、詳細は議案書のとおり。この案件は農地改良を行うため、令和 6 年 5 月 7 日付で申請、令和 6 年 7 月 12 日付で許可となった農地改良工事の事業計画内容を変更するものです。転用計画は地盤が軟弱で水はけが悪いため、農地改良を行うとのことで、引き続き水稻を作付ける計画です。計画変更の理由ですが、図面を基に造成を行ったところ、造成前の地盤の傾斜が考慮されておらず、地盤から畦の高さが図面よりも大きくなってしまったことから、計画変更申請を行った、とのことです。なお変更内容については、埼玉県農林振興センター、東部環境管理事務所と現地を確認しております。工事内容は変更なく、現在の表土を耕作土として使用するため建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土 C の方法で行っています。案内図は 35 頁、詳細図は 36 頁から 39 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。資金計画等については変更ありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 8 番石川勝也委員より申請番号 1 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 8 番石川勝也です。申請番号 1 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。また、事業計画変更理由についても関係庁からの指導を受けており、やむを得ないもの、と考えます。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により承認する、ことと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 1 番を事前審査委員の報告のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 3 号、農地法第 5 条事業計画変更申請、申請番号 1 番を承認する、と意見を付して、県知事に送付いたします。
議長	次に、日程 4、議案第 4 号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号 1 3 番、1 4 番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 7 頁をご覧ください。議案第 4 号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が 2 件ありましたので、審議を求めます。 租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は 3 年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。 はじめに、議案書 7 頁、申請番号 1 3 番。詳細は議案書のとおり。案内図は 4 1 頁から 4 4 頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 3 0 0 日です。 次に、議案書 8 頁、申請番号 1 4 番。詳細は議案書のとおり。案内図は 4 5 頁から 4 8 頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申

	請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は200日です。
議長	次に、申請番号13番について担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。
推進委員	第2地区推進委員の小川です。申請番号13番について報告いたします。令和7年6月11日に川鍋農業委員、加藤農業委員、大塚推進委員と私の4名で申請農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ報告を提出いたします。
議長	次に、申請番号14番について、担当地区の関根守推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の関根守です。申請番号14番について報告いたします。令和7年6月12日に萩原農業委員、池上農業委員及び私の3名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ報告といたします。以上でございます。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号8番石川勝也委員より申請番号13番、14番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号8番石川勝也です。申請番号13番、14番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明する、ことと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号13番、14番を事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を

	求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 4 号「租税特別措置法適格者証明」申請番号 13 番、14 番を事前審査委員の報告のとおり証明する、ことと決定しました。
議長	次に、日程 5、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 10 頁をご覧ください。議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので審議を求めるものです。5 月 23 日に農業委員に説明し、6 月 6 日まで意見の聴取を依頼しましたが意見はありませんでした。よって、議案書 11 頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって議案第 5 号、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。
議長	次に、日程 6、議案第 6 号「2024 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 14 頁をご覧ください。議案第 6 号「2024 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」ご説明いたします。これは国のガイドラインである「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、最適

化活動の点検・評価を行う必要があるため、最適化活動を行う推進委員等から提出のあった自己の点検・評価のシートについて、農業委員会の意見を求めるものです。次に、別冊でお配りしました参考資料をご覧ください。昨年度、皆様に行っていただいた最適化活動について、委員の皆様お一人ずつの活動記録セットの内容を事務局でとりまとめたものでございます。

議案書に戻りまして15頁をご覧ください。この表は、農業委員、推進委員の皆様の活動のうち、1つは（１）最適化活動における①農地の集積、②緑区分の遊休農地の解消、③新規参入の促進を点数化したもの、もう1つは（２）①の最適化活動を行う日数の達成状況を国のガイドラインに従い点数化したものでございます。名前は伏せたかたちですが、この一覧でお示しした合計点より左下にある国のガイドラインで定められた「評語」を別冊の参考資料左下の「全体としての評語」にそれぞれ記載しております。これらの内容について、農業委員会からご意見があれば、議案書15頁下段中央の「総会で出された意見」を記入することとなります。委員の皆様におかれましては、ご意見があればお願いしたいと考えております。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員

はい、議長。

議長

川鍋委員、発言を許します。

委員

議席番号1番、川鍋浩之です。議案第6号について意見を述べたいと思います。議案書15頁にある表を見ると、2024年度の最適化活動日数は、平均10日と定めた目標に対して、達成した委員数は一昨年の18名から27名と大幅に増加しています。特に昨年度は地域計画の策定に伴う地域での協議の場に参加する中で、農業を担っている方の心身の状況や、貸したい、売りたいなどの経営の意向を確認する機会が非常に多かったのも、それらを記録できたこと、今後の最適化活動に活用することは大事だと思います。また、農地の見回りや秋に行った利用状況調査では、今まで耕作を行っていた農地が急に不耕作となったりするのを発見するとき、農業が続けられなかった理由や代わりの担い手について検討することもありました。2024年度は、このような多忙の中でも委員の皆様が活動記録への記入を続けていただいた結果だと思います。これら地域で見聞きしたことは、3月に策定された地域計画において、地域の農家の意向を把握し、担い手への集約に向けて、きっかけとなる大事な情報であると考えております。このことから「2025年度は引き続き活動記録をしっかりと記録し、地域の農家から得ることのできた情報を農地利用の適正化につながるようにすること」と意見を付けたいと考えております。

議長	ほかにご意見はありますか。
委員	はい、議長
議長	萩原委員、発言を許します。
委員	議席番号１６番萩原勝です。議案第６号について、私も意見を述べたいと思います。川鍋委員がおっしゃるとおり、活動日数目標を達成できた委員の方々が増えたことは非常によいことだと思っております。また、参考資料を拝見すると、いくつかの地区で、新規参入の促進活動、具体的には参入希望者からの相談対応や聴き取り会に参加されていたり、県が主催する相談会に参加した委員さんがいらっしゃることがわかりました。このようなことを行ってきたことは評価すべきだと思います。このことから「昨年の活動を高く評価するとともに、今後も遊休農地の解消や新規参入の促進には力を入れてほしい」ということを意見として加えてほしいと考えています。
議長	ほかにご意見はありますか。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第６号「２０２４年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」発言のありました意見を付けることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第６号「２０２４年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」発言のとおり意見をつけることといたします。
議長	次に、日程７、議案第７号「令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書１６頁をご覧ください。議案第７号「令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」ご説明いたします。これは、農業委員会による最適化活動の推進等について第５の１及び２に基づき、令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について「農業委員会の点検結果」と「目標の達成状況

の評語」を付して決定し、公表してよいか、審議を求めるものです。内容についてご説明いたします。まず、議案書 17 頁をご覧ください。この頁は、令和 6 年 4 月 1 日の農業委員会の状況を記載しております。

次に、議案書 18 頁をご覧ください。ここから議案書 21 頁までが「Ⅱ 最適化活動の実施状況」となり、「農業委員会の点検結果」と「目標の達成状況の評語」を付することになります。まず、「農業委員会の点検結果」について、1 点目は議案書 18 頁上段の「(1) 農地の集積」でございますが、目標集積率 22.7% に対し、実績集積率 19.8%、達成状況 87.4% だったため、農業委員会の点検結果は「目標に対して期待を下回る結果となった」となります。

2 点目は、議案書 18 頁下段から 19 頁中段の「(2) 遊休農地の発生防止・解消」でございますが、既存遊休農地のうち緑区分の遊休農地の解消目標面積 3.28ha に対し、解消実績面積は 1.93ha、達成状況は 59.0% となりました。また、新規発生遊休農地のうち緑区分の解消目標面積 28.00ha に対し、解消実績面積は 13.38ha となったことから、(議案書 19 頁中段の) 農業委員会の点検結果は「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」となりました。

3 点目は、19 頁下段から 20 頁上段の「(3) 新規参入の促進」でございますが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標 4.6ha、公表した農地の面積は 0.0ha、達成状況は 0.0% だったため、農業委員会の点検結果は「目標に対して期待を下回る結果となった」となります。ただし、公表はしておりませんが、新規参入経営対数は 1 経営体あり、その経営体が取得した農地面積は 2.20ha となっております。

ここまでの点検結果を、国が定めた評点に照らし合わせたところ「(1) 農地の集積」が 1 点、「(2) 遊休農地の発生防止・解消」が 1 点、「(3) 新規参入の促進」が 1 点となります。また、議案書 20 頁下段の「(2) 活動強化月間の設定」について、3 月以上実施したことから 1 点、議案書 21 頁の「(3) 新規参入相談会への参加」について、推進委員等が 1 名以上参加したを達成できたことから、1 点が加算され、合計点数が 5 点となり、「目標の達成状況の標語」は「目標に対して期待どおりの結果を得られた」となります。評価に関しては以上ですが、議案書 22 頁には「Ⅲ 事務の実施状況」として「1 総会、部会の開催実績」、「2 農地法第 3 条に基づく許可事務」、「3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)」、「4 違反転用への対応」の各状況を記載しておりますのでご参照ください。以上のことから 議案書 17 頁から 22 頁のとおり状況の決定と公表をしてよいか、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。 議案第 7 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 7 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」原案のとおり決定し、県に報告するとともに、公表いたします。
議長	次に 日程 8 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動)」 日程 9 報告第 2 号「農地法第 4 条 (届出)」 日程 10 報告第 3 号「農地法第 5 条 (届出)」 日程 11 報告第 4 号「農地法第 18 条 (通知)」 日程 12 報告第 5 号「違反転用事案報告について」につきましては、議案書の 23 頁から 33 頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
委員	はい、議長、発言を求めます。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号 10 番岡田實です。日程 8、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動)」のうち、議案書 26 頁の申請番号 25 番について伺います。申請理由が時効取得、と記載がありますが、ここは現在の所有者が相続した土地が一度も耕作されないまま長年ラジコンヘリの会場として使われ、今回他の人が時効取得しています。これは計画的なものではないかと考えます。既に畑として地目は変わっていますが、サツマイモなどが作付けされているものの、伐採した樹木が運び込まれるなどしており、適正な利用がなされているか疑問です。農業委員会として指導が必要ではないかと考えます。

議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	岡田委員の質問に回答いたします。時効取得については法務局から通知があり、事務局で調査しております。芋が作付けられていることは確認していますが、小屋や自動車等もありましたので、先月、新しい所有者と接触し早急に改善するよう指導しました。今後も農地法に基づき、適正利用の指導を行ってまいります。
委員	はい、議長、発言を求めます。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	以前も他の案件で時効取得がありましたが、この案件は計画的で悪質と思われます。農業委員会を無視していると言わざるを得ません。相続した土地を放置すれば時効取得できるという前例になりかねないと考えています。引き続き指導をお願いしたいと考えております。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	時効取得は法務局から通知が届いてから、1週間程度で登記が完了してまいります。悪意を持って手続きをされると、現行の手続きでは農業委員会として時効取得による所有権移転を防ぐのが難しいのが現状です。
議長	ほかに何かありますか。
委員	はい、議長、発言を求めます。
議長	伊藤委員、発言を許します。
委員	議席番号17番の伊藤です。議案書の19頁の上段にある「b 黄区分の遊休農地の解消」の「黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針」の欄に「市関係部署と協議し、策定する方針」と記載がありました。 ところが、同じ頁の③実績の「黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定状況」欄では「策定していない」と記載があります。可能であれば策定の上、解消に向けた活動ができれば、と思いますが、事務局の考えをお伺いします。
議長	事務局、回答をお願いします。

事務局	遊休農地の解消のための工程表については、関係部署と協議の上、策定していきたいと考えています。
議長	ほかにありますか。報告事項は以上となります。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2025年第6回総会を閉会いたします 閉会（午前11時19分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和7年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 2 番 _____

農業委員 3 番 _____

農業委員 4 番 _____